

京都市告示第626号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を廃止しましたので、同条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年3月22日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	横大路水0016号	伏見区横大路天王前16番地の1地先 伏見区横大路天王前24番地の1地先	
2	横大路水0018号	伏見区横大路鍬ノ本町1番地の7地先 伏見区横大路鍬ノ本町35番地地先	
3	横大路水0025号	伏見区横大路柿ノ本町19番地の2地先 伏見区横大路柿ノ本町21番地の5地先	
4	横大路水0026号	伏見区横大路柿ノ本町19番地の4地先 伏見区横大路柿ノ本町19番地の2地先	

(産業観光局農林振興室農林企画課)